簡易水道第2次拡張事業に着手
配水池は2,800トンに
浄水施設も能力アップ

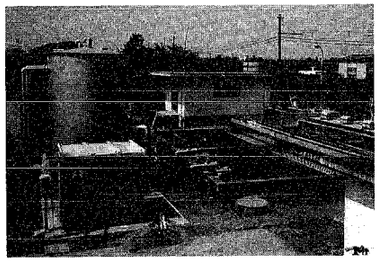
▲現在の浄水場施設

月潟村簡易水道は、昭和三十六年に給水人口四千五百人、計画一日最大給水量六七五立方メートルで認可を受けて着工し、昭和三十七年から給水を開始しました。

その後、昭和五十六年に給水人口三千九百四十人、計画一日最大給水量二千七十八立方メートルで変更認可を得て昭和五十六～六十一年にかけて取水、導水、浄水、配水の各施設の改善を完了して現在に至っています。

しかしながら、その後、更に世帯数の増加や一人あたりの水需要の増加、企業の水需要の増加により平成元年度の一日最大給水量が二千八百立方メートルを超え、施設能力が限度のため、基本計画の見直しが必要となり、平成二年三月に平成十三年度を目標年とした基本計画を策定して新潟県知事の認可を受けました。

この計画では、平成十三年における計画給水人口等を別表のとおり予測しています。

この計画を達成するためには現在の給・配水施設の改善が必要であることから「第2次拡張事業」について簡易水道運営委員会及び村議会水道施設改善特別委員会にお諮りして検討を進めて参りましたが、配水池（二千八百立方メートル）の新設、これに伴う用地の取得（役場西側に約三千平方メートル）、導水管の布設、浄水場の改良など、全体事業費七億五百九十万円の拡張工事を実施することとなりました。

この工事は、平成四、五年度の二カ年にわたる大工事となり、水道の財政も大変苦しいものとなりますが、村では一般会計からの繰入れ金や経費の節減などにより皆様の負担を最小限に抑えることとしておりますが、若干の料金の値上げは避けられない状況となっており御理解と御協力をお願いするものです。

◆施設能力の対比

区分	平成2年度	平成13年度
給水人口	4,034人	4,330人
給水戸数	1,070戸	1,238戸
1日平均給水量	1,917㎥	2,520㎥
1人1日平均給水量	475ℓ	582ℓ
1日最大給水量	2,518㎥	3,650㎥
1人1日最大給水量	624ℓ	843ℓ

簡易水道第2次拡張事業
請負契約を締結
11月27日起工式挙行

簡易水道第2次拡張事業のうち、平成四年度着手分の工事の入札は十一月十七日に役場第一会議室で行い、その結果、配水池築造、その他工事は特定共同企業体七社により入札があり、宮川・佐藤特定共同企業体（代表者㈱宮川組＝中之口村）が二億九千八百十八万五千円で、電気計装設備・その他工事は七社で入札の結果、新潟企業株式会社が一億四千四百二十万円でそれぞれ落札されました。

この契約は、村議会の議決が必要なため、十一月二十一日に臨時村議会を招集し、審議頂いた結果、妥当なものであるとして議決されました。

両工事とも、工期が平成五年六月三十日となっており、二カ年の継続工事となっています。

また、両工事の起工式が十一月二十七日、午前十時から配水池建設地で行われ、村、村議会、簡易水道運営委員会、及び施工各社など関係者が工事の安全と施設の無事を祈願しました。

冬の道路も安全
平成4年度除雪計画

ここ数年の少雪に私たちの生活もすっかり慣れ、雪に対する備えも疎かになりがちです。

しかし冬の気象は変わりやすく、いったん寒波が入ると一晩で多くの雪を降らせます。そのため村では、毎年除雪計画を立て、冬の道路網確保につとめています。日常生活の快適環境づくりのためにも除雪作業にご協力をお願いします。

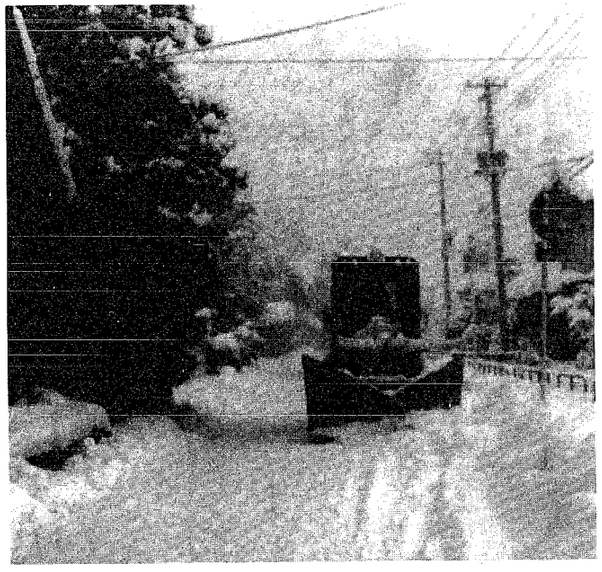

1、除雪方針と除雪路線

除雪路線は「積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法」の趣旨に基づき決定されました。

除雪機械の出動基準は、幹線道路としての村有グレーダー路線、第一次路線は、降積雪量が十センチ以上となる見込みのとき、生活路線及びそのほかの路線としての第二、第三次路線は、降積雪量が十五センチ以上となる見込みのときとなっています。各路線とも、通勤通学の時間帯までに除雪を完了するものです。

尚、歩道の除雪についても県道部分を含めて、ほぼ全線を除雪する予定です。

2、交通安全対策について

毎年一番の問題になるのが、道路上の長時間駐車です。通行や除雪作業の支障となりますので路上駐車は絶対に行わないでください。

所轄の白根警察署では、村と協力体制を取り、違法駐車の取り締まりを実施しますので、違反のないように協力をお願いします。

そこで、日中の駐車場として、商工会館脇、役場前、ライムライト脇、ひろしや家具店ショールーム脇駐車場を開放しますので、ご利用ください。

ただし、これら駐車場は、早朝除雪を行いますので、午後九時から午前七時までの間駐車ができません。

また、除雪作業中は大変危険ですので、除雪車には絶対近づかないでください。

3、除雪に対する要望について

除雪に対する要望、苦情などは、各区長を通じて役場（建設企業課）へ申し出てください。

なお、除雪中における損害賠償は、除雪車が直接に接触して与えたものだけとします。

このため、交通安全対策上からも、道路脇に設置してあるゴミ箱などは支障のない場所へ移動してください。また、路上に放置してある物品の撤去や雪の重みで路上に出そうな樹木の枝の伐採をお願いします。

なお、除雪のときに田畑に入った砂利の拾い代については賠償しません。

4、防火用水の確保について

消火栓や防火水槽のまわりはきれいに除雪し、防火用水となる水路には、ところどころ取水口を設けて、消火活動がいつでも行えるようにしておいて下さい。

さらに、各家庭で排雪した雪は用水路に捨てないように十分注意してください。

5、そのほか

○豪雪時の大字月潟市街地の排雪は、役場・区長・商工会の指示に従ってください。

○雪は絶対に道路に出さないでください。

○道路に面した屋根には、ナダレ止めを付けてください。

○道路と人家・車庫の出入口に設置してある乗入板などは、除雪時に重大事故につながりますので、必ず撤去しておいてください。

＊除雪に関する問い合わせは、役場（建設企業課）までお願いします。